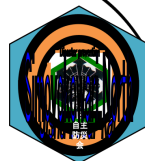




下横割北区自治会



下横割北区防災マニュアル



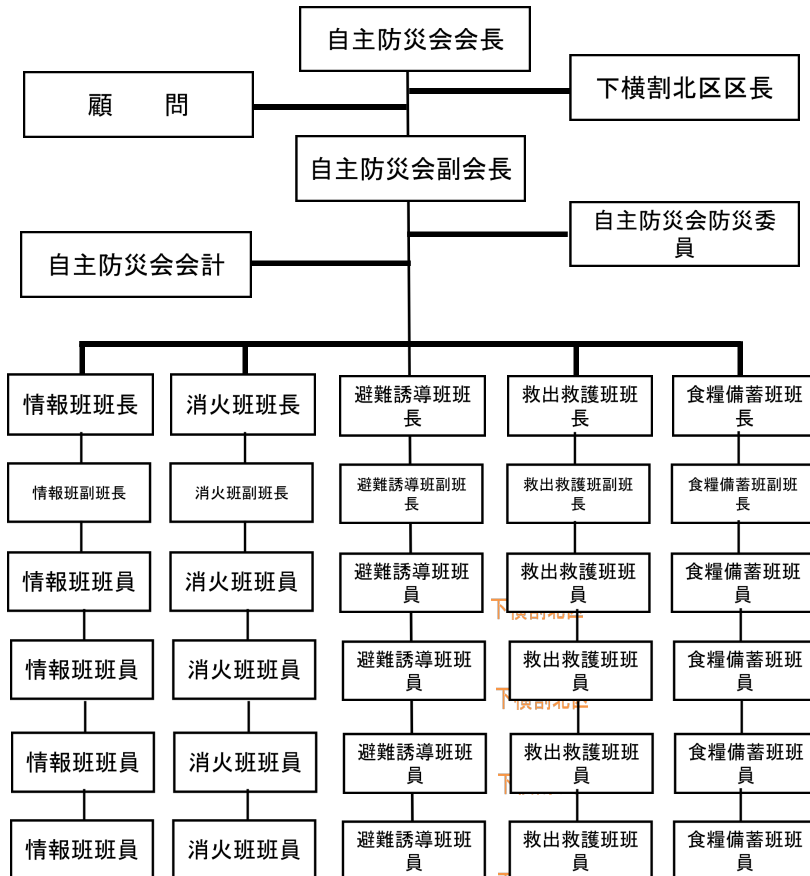
制定：令和3年6月吉日

日

下横割北区自主防災会



下横割北区自主防災組織体制



備考欄

災害発生時において、自主防災会は区自治会及び北区各種団体と連絡を取りながら速やかな活動を行う事とする。

防災マニュアルは、災害発生時に自治会・自主防災会のとるべき行動基準であります。
具体的な活動内容は別紙にて定める。

1、『活動の開始』



★下横割北区自治会の活動は次の要請または自発的行為によって行う。

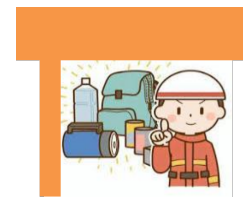
- a, 下横割北区区内に災害が発生し、または発生のおそれがあり、富士市災害対策本部からの要請があった場合。
- b, テレビ、ラジオ等により富士市に震度5以上の地震、または警戒宣言の発令があったとき。
- c, テレビ、ラジオ等により災害が富士市または自治会の広域に及び防災活動が必要と区長及び防災会会長または役員が判断した場合。

2、『安全確認』



★自治会の役員及び自主防災会隊員、班長は、自分や家族の安全を確保するとともに、自宅や周辺の安全を確認し、家族に対しては適切な行動をとるように指示して、自分の活動内容を十分に周知した後に、自治会本部(公会堂)へ参集すること。

3、『出動に関して』



- a, 出動には、安全な服装と履物、ヘルメットを着用すること。
- b, 懐中電灯、メモ帳、筆記用具等必要な物を確認して携帯して出動する。
- c, 対策本部の指示を受けた行動を基本とし、慎重な行動に心がけ、独善的な行動はしない。
- d, 災害時は被害縮小が目的であり、2次災害の可能性にある行動はしない。
- e, その他出動時の活動に必要な情報は、対策本部に確認、または別途定められた各種具体的な行動マニュアルを参照する。

4、『自治会の災害対策本部立上げ』



★下横割北区自治会の災害対策本部は、以下の要領により立上げ開設する。

a,災害対策本部は、予め決められた要員で構成するが、参集不可者を代行を適時補充して対応する。

b,災害対策本部は第1公会堂に開設する、不測の事態で第一公会堂が開設出来ない場合は第二公会堂へ変更する。

c,災害対策本部開設運営に必要な、各種書類、備品、資料看板、機材等は所定の倉庫から持ち込む。

5、『災害対策本部の指揮』

★自治会対策本部の開設および運営の指揮は、原則として次の指揮順位により行う。

a、 1、自治会区長、 2、副区長 3、防災会会長、 4、自治会役員

b,のちに上位順位者が参集した場合は、原則指揮を上位者に引き継ぐ。

6、『災害対策本部長（指揮者）の役割』

★自治会内の被害状況を調査し、適切な処置対策を講ずる。

a,人的被害の把握と救出救護活動に関する指示。

b,火災発生の早期把握と敏速な初期消火活動隊編成と活動に関する指示。

c,詳細被害状況把握のため、全戸安否確認の実施指示。

d,安否確認結果に基づき、対応の検討(特に要援護者への対応)と決断実行の指示。

e,上記の現状、行為、の行政への報告、並びに近隣自治会との対外折衝。

f,必要に応じて専門能力者へ部分的権限の委譲。

g,必要に応じて災害ボランティアネットワークへニーズ発信。

h,その他、自治会内の、災害対応に必要な判断に関する事項。

7、『災害対策本部への連絡手段』



★災害時の全ての行動は情報から始まります、混乱の中でも確実な連絡手段が肝要。

a,複数の連絡手段を構築する。

1、電話連絡 2、携帯電話連絡網、 3、口頭連絡網 4、トランシーバー連絡網など

b,連絡の要領は、優先度を考慮し、簡潔に間違い無く伝える。

8、『情報収集と発信』

★災害対策本部は情報収集に当たり、情報内容に優先度をつけて指示し混乱回避に努める。

a,情報の優先順位の例

1、火災発生情報 2、人命に関わる情報 3、避難に関する情報
4、支援情報等に関する情報

b,災害状況により、優先度は異なるので、その時の本部判断による指示に従う。



9、『安否確認』

★災害時には、早い段階で安否確認を行う必要があり、これが犠牲者の減少の第一歩となる。

a,安否確認は要援護者だけでなく、地域住民全員について行う。

b,安否確認表をもとに、自治会の役員・班長が手分けして全世帯の確認をする。

(安否確認済みの家屋には、状況表示することが好ましい)

c,安否確認内容は、災害対策本部へ速やかに報告する。

d,災害対策本部は安否確認報告を受けて、しかるべき指示指示を出すと共に報告内容の集計をする。



10、『情報伝達活動』

★『災害時の全ての行動は情報から始まる』ので情報伝達活動の位置づけは高い。

- a, 欠員関係者を補間しながら、トランシーバー、口頭、電話伝達などで速やかな情報伝達を行う。
- b, 伝達情報は、発信元から受信者へ、簡潔で分かりやすく、正確に伝える。
- c, 受信者は速やかに返信すると共に、しかるべき処置、指示する。

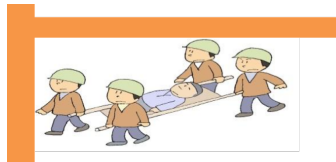
11、『消火活動』



★初期消火のみが可能であり、消火器具と人材の素早い対応が必要。

- a, 火災を発見したら、先ず近隣に知らせ、あわせて対策本部へ、火災発生情報を発信する。
- b, 火災発生場所では、近隣共助で消火器を持ち寄り、速やかな消火活動始める。
- c, 対策本部は、火災発生個所の数を勘案して、応援要員を集め派遣の指示をする。
- d, 対策本部は、初期消火段階を超え、手におえないと判断した場合は避難の指示をする。

12、『救出救命活動』



★安否確認情報を基に『閉じ込められた者・下敷きの者』等の救出を可能な限り速やかに行う。

- a, 先ずは、近隣で救出が必要な人、その状態を把握すると共に、本部へ報告する。
- b, 近隣共助や本部の指示により、2次災害を絶体に避けながら複数人で救出活動を行う。

13、『避難誘導活動』



★洪水、火災、がけ崩れ、家屋倒壊など、自宅や自宅周辺に留まると危険な場合は避難誘導を行う。

- a, 対策本部、避難誘導担当は、災害の状態、避難の適正を勘案して避難の指示を行う。
- b, 洪水や大火災による避難誘導勧告の場合は、全員を指定された場所へ誘導する。
- c, 地震で家屋倒壊、または倒壊の危険のある世帯者が避難する場合は関係者と個別に判断して行う。

14、『物資分配活動』



★救援物資、水食料等の公平な適所分配は難しいので、ルール（考え方）を決めておく。

- a, 弱者を（命に関わる人、要援護者、高齢者、乳幼児）優先とする。
- b, 食料など消費期限のあるものは、数量不足でも、地域で何個、一家に何個、または全数を雑炊にするなどして早目に分配する。

15、『防災関連機関、拠点団体近隣地域との連携』

★災害時の初動活動は、自治会の対応が不可欠だが、時間経過と共に他との連携が必要。

- a, 自治会の災害対策本部は、他団体の存在とその役割、及び連絡方法を把握しておく。
- b, 必要に応じて、他団体との連携活動への協力、または支援を受けて早期復興に努める。

16、『活動の終了』

★災害対策本部は一定の任務が終わった判断した場合、対策本部の活動を縮小または終了する。

- a, 自治会住民からの支援要請や要望や相談などが、一定期間ない状態が続いたとき。

b、対策本部と自治会の役員会が、共に終了して良いと判断した時。

c、市役所の災害対策本部が終了した時。

17、『その他』

★基本行動マニュアルに基づく、具体的な行動マニュアルは別途定める。

- 1、物資・情報の流れ
- 2、地域防災(地震編)
- 3、地域防災(津波編)
- 4、地域防災(洪水編)

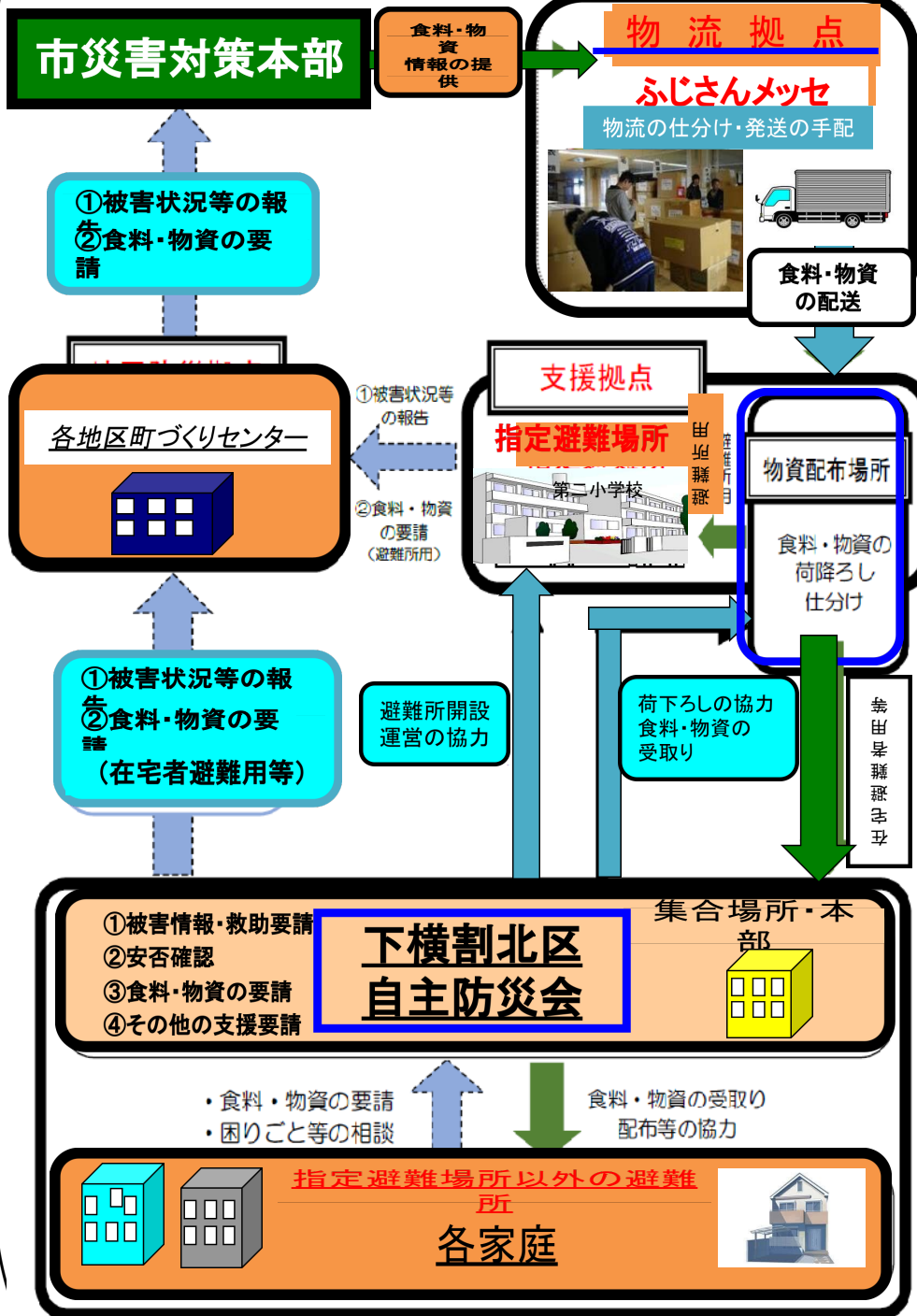
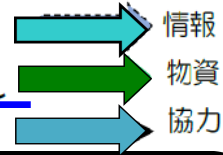
マニュアルは指針、心得であり実災害時には、これに縛られることなく臨機応変の判断と行動が大切です。

地域の安全・安心はお互いの助け合いから始まる。

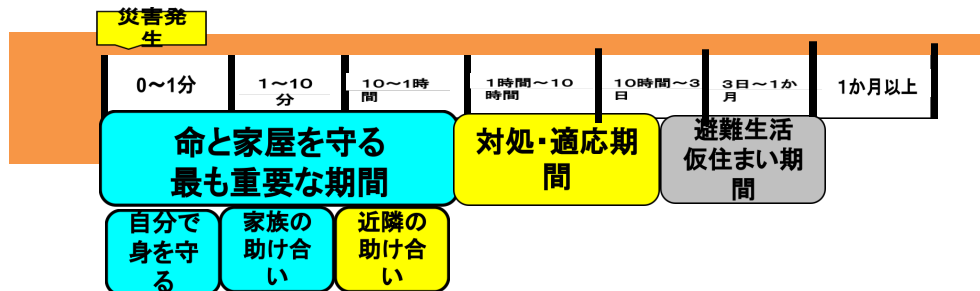


下横割北区自主防災会(令和3年4月30日)

災害発生時の情報・物資などの流れ



地域防災(地震編)



行政機関の支援、他地域からのボランティア支援は早くても数時間後か翌日以降です。
命と家庭財産を守る最も重要な発災直後の1時間以内には全く間に合いません。
この時間帯への対応は、災害が発生したから考えたり打ち合わせしている余裕はなく、自助はもちろんの事近隣・地域共助・連携の仕組みを前もって作っておく必要があります。家を消火せず、生きていれば後は何とかかなり、取り返せるものです。
まずはそのことを優先して対策しましょう。

家族では、発災時どう身を守るか防災を考える家族会議を持ちましょう。
近隣地域では、連携した速やかな初期消火、安否確認、救命救出の仕組みをつくりましょう。

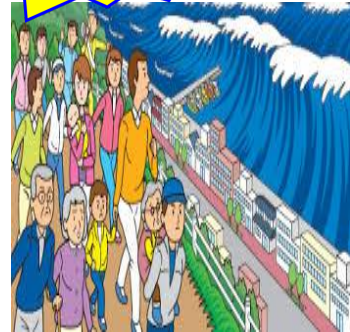
地域防災(津波編)

家族の津波 防災

考え方

津波には勝てません。大津波警報がでたら、家族そろって一刻も早く率先して逃げましょう。いざその時は『逃げる』だけです。しかし、普段から以下のような事前の対策はしっかりと講じて置きましょう。高台居住者も外出中には我が身です。対処の心構えは必要です。

逃げる!



事前の対策①

事前の考察
とっさの判断

津波は火事や洪水と違い

ゆっくり考えいり余裕はありません。
以下の事を家族で共有して程度おきましょう。

- ・逃げる高台の場所
(10分程度で行ける広い場所)
- ・最寄の逃げ場所
(高台まで無理な時は鉄筋高層建物)
- ・貴重品より先ず我が身
- ・靴と明かりの準備
- ・家から速やかな脱出
- ・近隣へ避難を知らせる
- ・要援護者のある家庭は、車椅子や乳母車を備えておく



上記事項等をとっさに判断

過剰と思える行動を躊躇してはいけません。危機管理において『妥当な選択はなく、過剰か失敗かのどちらかです』そして『最悪をそうていして行動せよ』『疑わしきは行動せよ』『空振りも許されるが見逃しは許されない』が鉄則です。

地域防災(津波編)

津波の威力



津波は押し寄せる水の壁です。同じ体積の水は自動車の数倍の重さがあります。押し寄せる津波は、家のガレキや自動車などを軽く前面に押し出して迫ってきます。そんな時にどんな重機をもつてしても立ち向かって防ぐすべはありません。

想定した大津波への対応

千年超に一度の大津波に耐える堤防を敷きつめたり、全ての家を高台に移すのは現実的ではありません。想定を甘くせず、防御の限界を知った上で、津波に対する避難場所やしっかりとした避難体制を合わせて整備すると共に住民も意識を高く持って対処することが大切です。








あなたの家庭、あなたの地域は、大津波発生時の避難場所周知共有、そして津波発直前の警告手段及び緊急避難誘導の仕組みはできていますか？

地域防災(洪水編)

初夏から秋にかけては、台風や前線の影響で、大雨、洪水、暴風、高潮による自然災害が発生しやすい季節です。皆さんが早めの避難などの防災行動をとることができるよう、気象庁は様々な「防災気象情報」を発表しています。時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」などの防災気象情報を有効に活用し、早め早めの防災行動をとるようにしましょう。



	強 (20~30mm)	激 (30~50mm)	非常に激しい (50~80mm)	猛烈な (80mm以上)
				
防災気象情報	早急避難(警報の可能性)	大雨注意報	大雨警報(土砂災害)	大雨特別警報
	土砂災害警戒情報			土砂災害警戒情報
避難の情報	高齢者等避難		避難指示	
警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4
とるべき行動	雨の情勢に注意	避難行動を確認	避難行動を確認	速やかに危険箇所から避難